

第500回宮城海区漁業調整委員会議事録

委員会の招集

- (1) 招集者 会長 關 哲 夫
- (2) 発送年月日 令和5年12月1日(金曜日)

委員会の開催

- (1) 日時: 令和5年12月20日(水曜日)
午後3時
- (2) 場所: 県行政庁舎9階 第一会議室

議題

審議事項

- (1) おきあみ1そうびき機船船びき網漁業及び小型機船底びき網漁業の制限措置(案)等について
- (2) 宮城県資源管理方針に係る令和6管理年度の知事管理漁獲可能量について(さんま・まあじ・まいわし太平洋系群)

協議事項

宮城・福島両県海区漁業調整委員交流会について

報告事項

- (1) 岩手・宮城両県海区漁業調整委員交流会の結果について
- (2) 令和5年度全国海区漁業調整委員会連合会東日本ブロック会議の結果について
- (3) 宮城県沿岸漁船漁業不漁対策検討会での「宮城県の沿岸漁船漁業の目指すべき方向性」のとりまとめについて

その他

出席委員

会 長	關 哲 夫	委 員	大 江 清 明
会長代理	岩 沼 徳 衛	”	鈴 木 章 登
委 員	高 橋 平 勝	”	伊 藤 新 造
委 員	菊 田 守	”	千 葉 富 夫
”	高 橋 一 郎	”	平 井 光 行

” 館 田 あゆみ

” 尾 定 誠

” 石 森 裕 治

” 木 村 千 之

欠席委員

会長代理 鈴木 政 志

執行部（事務局）出席者

別紙のとおり

○事務局 高橋総括次長

定刻となりましたので、ただ今から第500回宮城海区漁業調整委員会を開催いたします。

本日の委員の出席状況は、現時点で9名の方が御出席されておりますので、漁業法第145条の規定による過半数を満たしており、本委員会は成立しておりますことを御報告申し上げます。なお、岩沼会長代理におかれましては、30分ほど到着が遅れる旨の連絡を頂戴しておりましたので、よろしく申し上げます。

それでは開会の挨拶を關会長にお願いいたします。

○關会長

（挨拶）

○事務局 高橋総括次長

ありがとうございました。

続きまして、宮城県水産林政部 長谷川副部長に御挨拶をお願いいたします。

○水産林政部 長谷川副部長

（挨拶）

○事務局 高橋総括次長

ありがとうございました。それでは、議事に入ります前に資料の確認をさせていただきます。配布資料には右上に番号を振っておりますので、御確認ください。時間の都合上、資料名は略して申し上げさせていただきます。資料1としまして、審議事項（1）「おきあみ1そうびき機船船びき網漁業等の制限措置（案）について、」資料2といたしまして、審議事項（2）「宮城県資源管理方針に係る令和6管理年度の知事管理漁獲可能量について」、資料3といたしまして、協議事項「宮城・福島両県海区交流会について」、資料4といたしまして、報告事項（1）「岩手・宮城両県海区交流会の結果について」、資料5としまして、報告事項（2）「令和5年度全国海区連合会東日本ブロック会議の結果に

ついて」、資料6としまして、報告事項(3)「宮城県沿岸漁船漁業不漁対策検討会での目指すべき方向性のとりまとめについて」、また、次第には記載していませんが、その他として、「みやぎの海が美味しい!おさかなグルメフェア(仮称)の開催について」という1枚ものをお配りしております。以上7種類の資料となっております。御確認いただきまして、不足等ありましたら事務局の方にお声がけください。

よろしいでしょうか。それでは議事に入らせていただきます。關会長、議事進行をよろしくお願いいたします。

○關会長

それでは議事に入りますが、その前に議事録署名委員の指名を行いたいと思います。5番菊田委員、それから12番館田委員に指名申し上げます。よろしく申し上げます。

それでは、お手元の会議次第により議事を進めて参りますので、よろしく申し上げます。

【審議事項】

○關会長

最初に、審議事項(1)「おきあみ1そうびき機船船びき網漁業及び小型機船底びき網漁業の制限措置(案)等について」を上程いたします。県から御説明をお願いします。

はい、阿部課長お願いします。

○水産業振興課 阿部課長

それでは、資料1の審議事項(1)「おきあみ1そうびき機船船びき網漁業及び小型機船底びき網漁業の制限措置(案)に等について」御説明いたします。

本日の審議事項でございます知事許可漁業の手続きに関してでございますが、何度か御説明させていただいており、許可の内容に係るこの2つの漁業の制限措置を定めるに当たりまして、海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で公示するというような手続きになってございます。このことから、漁業法第58条に準用する第43条第3項の規定に基づきまして、来年2月から漁期を迎えますいさだ、おきあみ1そうびき機船船びき網漁業と、小型機船底びき網漁業のうち、5トン未満のほっき、こたまがいの貝桁漁業の許可に係る制限措置の内容について、御審議いただくものでございます。

詳細は、担当から御説明させていただきます。よろしく申し上げます。

○關会長

永木さんお願いします。

○水産業振興課 永木技術主任主査

資料1に基づきまして説明させていただきます。

資料1おめくりいただきまして、1ページ目を御覧いただきたいんですけども、こちらは公示の内容について海区漁業調整委員会に諮問いたしますという内容の文書の写しとなっております。

さらに1枚めくっていただきまして、裏面の2ページ目でございます。今回の諮問の内

容となる制限措置等に関する公示の案となっております。こちらについては、後ろの資料を説明いたしましてから、後ほど戻ってまた説明をさせていただきたいと思っております。

続きまして、3ページ目を御覧下さい。今回諮問いたします漁業の1つ目、おきあみ1そうびき機船船びき網漁業の概要についてという資料でございます。こちらの漁業につきましては、本県の沖合海面におきまして、船びき網漁業によりまして、つのなしおきあみ（通称いさだ）を漁獲する春漁の代表的なものとなっております。2番の許可制に係る主な経緯というところで、こちらの漁業につきましては、平成3年に不振でありましたすくい網漁業の代替漁業ということで許可の導入希望がありまして、許可制へ移行したものでございます。その後、海域や操業期間の変更を加えながら、現在に至っているという状況でございます。

3番の水揚げ状況でグラフを載せておりますけれども、こちらのグラフは県内の魚市場へのいさだの水揚量となっております。2000年あたりはすくい網の黒いバーが見えると思うんですけども、ほとんどおきあみ機船船びき網での漁獲となっております。近年、2018年以降見ますと、水揚量は非常に不安定で、不漁となる年も多いという状況になっております。2023年漁期につきましては、漁場形成があったということで、水揚量は比較的順調で5,474トンの水揚げという結果になりました。4番の資源状況ということで、いさだの分布生態というところで、いさだにつきましては、三陸沖から北太平洋に広く分布しておりまして、漁業の対象種のみならず餌とする生物も多いということで、生態系を支える重要な生物と位置付けられております。いさだの漁獲量に関しましては、親潮の動向と密接な関係があるということで、親潮が中程度の規模で南下する年には、漁場が形成されて漁獲量が増加すると言われております。2番の漁業者による自主管理ということで、いさだにつきましては、宮城県の小型漁船漁業部会のおきあみ委員会におきまして自主調整方針を策定されておりまして、そこで操業期間、区域、漁獲上限等のきめ細かなルールを定めていただいております。それから、すくい網との合同会議において、協調操業に関する協議も行いまして、漁場秩序の維持を図っているというところでございます。

資料をめくっていただきまして、4ページ目でございます。こちらの漁業の許可の具体的な内容ということで、(1)として制限措置の内容を表で示しております。操業区域につきましては沖合海面、漁業の時期は2月15日から5月31日までとしております。それから、許可すべき船舶等の数というところで、今回60隻ということで記載しております。こちらの隻数につきましては、後段の6番の方で改めて説明させていただきます。(2)の許可の有効期間につきましては、1年となっております。(3)許可の条件ということで、操業区域、漁具の制限、それから他魚種の漁獲の禁止、操業日数に関する条件などを設けております。6番、許可の対象ということで、こちらの漁業につきましては、許可枠の設定をしております。平成29年度より震災前の許可数を許可枠として、それを上限としてこの許可枠の8割を運用枠ということで設定しておりまして、実際の公示枠の設定に関する事務手続きに関しましては、漁業許可処分取扱要領で定めて毎年実施しているところでございます。具体的には、先ほどの宮城県小型漁船漁業部会、こちらで毎年許可希望隻数をとりまとめいただきまして、県に御報告をいただきます。県では、この提出された許可希望隻数を踏まえて、毎年の公示枠を設定するというふうになっております。

次の5ページ目を御覧いただきたいのですが、その公示枠許可隻数の推移というところで、グラフにしております。減少傾向でありまして、昨年につきましては60隻の許可となりました。②の許可等すべき船舶等の数ということで、公示枠の今年の設定につきまして説明している部分でございますけれども、こちらにつきましては、先ほどグラフで見ていただきましたとおり、近年不漁が続いているというところで、今後も1年許可として月ごとの資源動向等をみながら、許可枠の設定をしていきたいと考えておりますけれども、自主調整方針を部会さんの方で定めて、資源管理と漁場秩序を図っていただいておりますので、こちらの意見を踏まえまして今年も事前にお聞きしました結果、60隻での希望隻数があるということでしたので、公示枠は運用枠内である60隻ということで、昨年と同数の設定をしたいと考えております。

続きまして、資料の方6ページ目に移りまして、2つ目の漁業ほっきがい、こたまがいの貝桁漁業についての概要でございます。ほっきがい、こたまがい貝桁漁業につきましては、第1種共同漁業権の区域におきまして貝桁網でうばがい（通称ほっきがい）とこたまがいを漁獲する漁業となっております。許可制に係る主な経緯ということで、こちらにつきましては昭和58年から現在の宮城県漁協の矢本支所・鳴瀬支所・仙南支所の亘理の共同漁業権の区域内において、特別採捕許可によりまして、ほっきがい等の貝類資源の持続的利用の検討ということで、調査を継続的に実施していただいていたというところで、漁協等が策定する操業管理規程に基づく資源管理型漁業の体制が構築されたということで、平成22年に知事許可漁業に移行したものでございます。令和3年に改正漁業法に基づきまして、若干の制度変更もありまして、許可の有効期間を1年から3年に変更しております。3番の漁業の実態ということで、グラフで近年の各地区の漁獲実績を掲載しております。ほっきがいとこたまがいに分けて記載しておりますけれども、近年の漁獲はほとんどほっきがいとなっております。

資料続きまして、7ページ目を御覧ください。7ページ目の上には、各地区の操業区域を示しております。140号が矢本支所さん、それから142、143号が鳴瀬、そして155号を亘理の共同漁業権、こちらの区域内での操業となります。（2）漁業者による自主管理体制ということで、こちらはこの第1種共同漁業権の免許を受けた漁協の支所さんの方で操業管理規定を作成していただきまして、その内容について県と事前協議をいたしまして、承認を得た上で運用していただいているという体制で実施していただいております。4の許可の概要でございます、制限措置の内容を表で示しております。操業区域は図で示したとおりで、漁業の時期につきましては若干3地区で異なっております、矢本と鳴瀬につきましては、5月から6月の間、亘理につきましては、2月から4月の間が操業の時期となっております。許可すべき船舶等の数につきましては、こちら後段で説明いたしますけれども、先ほどの操業管理規程で定める数となります。漁業を営む者の資格につきましては、こちらの共同漁業権の組合員行使権を有する者となります。

最後、8ページ目を御覧ください。（2）の許可の有効期間につきましては3年となっております。（3）の操業管理につきましては、うばがいを対象とする漁業につきましては、行使規則等で産卵期から連続する6か月間の保護期間のうち4か月以上の操業禁止期間が定められていることと定めております。それから（4）の許可の条件ということで、こちらにつきましても、禁止区域、操業日数に関する規定がございます。5許可の対象ということ

で、公示枠に関するところでございます。表では各地区の平成27年以降の許可隻数と、それから操業隻数の推移を示しております。3地区合計しますと直近の令和5年、今年につきましては、許可隻数16隻に対して操業隻数が13隻という実績でございました。今回の公示枠に関して(2)のところに書いておりますけれども、こちらの漁業につきましては、資源管理型漁業ということで操業隻数につきましても、各地区で定めた操業管理規程の中で決めるということで、こちらについては事前に県に協議いただくことになっております。許可すべき隻数につきましては、各地区の意向を踏まえまして、前回令和3年の許可時と同様の公示枠である47隻を予定として設定したいと考えております。

資料の方、2ページ目に戻っていただきまして、ただいま説明したとおりの制限措置の内容で、今回公示させていただきたいと考えております。まず1つ目のいさだでございませぬけれども、御説明差し上げましたとおり、許可すべき船舶等の数、公示枠については60隻で公示をしたいと考えております。許可をすべき申請期間につきましては、年明けの1月4日から2月2日までを予定したいと思っております。それから2つ目の貝桁につきましても、先ほどの説明のとおり、矢本で12隻、鳴瀬で21隻、亘理で14隻の合計47隻ということで公示を予定しております。申請期間につきましては、今月の22日から年明けの19日までということで公示したいと考えております。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○關会長

永木さん、どうもありがとうございました。県から説明終わりましたので質疑に入ります。御質問等ございましたら発言願います。なお、発言に対してはいつものとおりよろしく願います。

どなたか質問、御意見ございますか。特にないようですね。

なければ、おきあみ1そうびき機船船びき網漁業及び小型機船底びき網漁業の制限措置(案)等については、県から諮問のあったとおり、原案どおりで差し支えない旨答申することに御異議ございませんか。

○各委員

異議なし。

○關会長

ありがとうございます。異議なしと認め、令和5年12月13日付け水振第731号により諮問のあったこのことについては、原案どおりで差し支えない旨答申することといたします。

○關会長

次に、審議事項(2)「宮城県資源管理方針に係る令和6管理年度の知事管理漁業可能量について(さんま・まあじ・まいわし太平洋系群)」を上程いたします。県から御説明願います。

佐藤課長、お願いします。

○水産業基盤整備課 佐藤課長

それでは、資源管理方針に係ります令和6管理年度の知事管理漁獲可能量についての御説明をさせていただきます。資料2の3ページをお開きいただければと思います。

今般、1月から12月が管理期間となります、令和6管理年度のさんま、まあじ、まいわし太平洋系群の3種類につきまして、知事管理分の漁獲可能量の割当が国から示されてございます。今回、海区漁業調整委員会の御意見をお伺いいたしまして、了承を得られた場合は、農林水産大臣宛に承認申請を行いまして、年内にこの漁獲可能量が公表される予定となっております。なお、今回示されました国漁獲管理につきましては、さんま、まあじが従来どおりの現行水準、そして、まいわし太平洋系群が数量管理の形で、こちらは概ね前年並みの数量が割当されているところでございます。よろしく御審議を賜りますようお願いいたします。

なお、詳細につきましては、担当の方から御説明を申し上げます。

○關会長

それでは、矢倉技術主査お願いします。

○水産業基盤整備課 矢倉技術主査

宮城県資源管理方針に係る令和6管理年度の知事管理漁獲可能量について、今回は、さんま、まあじ、まいわし太平洋系群についてということでございますけれども、資料2を用いまして説明をさせていただきたいと思っております。

まず1枚おめくりいただきまして、1ページ目が今回の知事管理漁獲可能量についての諮問の写しでございます。内容につきましては、その次の2ページでございます。こちら、宮城県資源管理方針に基づきまして、この令和6管理年度、今回の対象となる3種は、1月から12月までが管理期間になっている魚3種類でございますけれども、さんま、まあじ、まいわし太平洋系群の知事管理漁獲可能量を定めるものでございます。審議内容といたしましては、さんま、まあじは共に現行水準で農林水産大臣から当初配分がございました。また、まいわし太平洋系群につきましては、50,700トンの配分が農林水産大臣よりございました。さんま、まあじにつきましては、前管理年度より引き続き現行水準、まいわし太平洋系群につきましては、前年度当初配分が37,000トン、その後追加配分いただきまして51,000トンといったところを、今年度は当初配分から50,700トンでございます。こちらを、まいわし定置網漁業に46,300トン、まいわし漁船漁業に4,400トンという形で割り振ってございます。この割り振りの詳細については、後ほど説明させていただきたいと思っております。策定経過といたしましては、11月9日付で農林水産大臣より当初配分通知が来ております。こちらは、3ページにお示ししてございます。これを、今回御審議いただきまして、答申いただきますと、12月21日付けで県から農林水産大臣への承認申請を行う予定でございます。また、来週12月25日をめどに承認通知をいただく予定でございますので、その後、公告により一般に公表する予定でございます。

2枚おめくりいただきまして、4ページを御覧下さい。今回対象となっております3魚種のTACの設定値及び全国漁獲実績と宮城県知事管理漁業の漁獲実績及び全国漁獲量に

対する割合ということでお示ししてございます。上からさんま、まあじ、まいわしでございまして、左側が全国の数値、右側が宮城県の数値でございます。まず、さんまにつきましては、近頃のこの資源状況の悪化を受けまして、全国的に漁獲実績が大きく下がっております。宮城県におきましても、この漁獲実績が大きく減少してございまして、特に宮城県の知事管理分につきましては、10トン以下の小さな船の分でございますので、漁場が沿岸から遠くなりまして、小さな船での漁獲が難しくなった現在、非常に少ない状態となっているといった状況でございます。まあじにつきましては、全国の漁獲量10万トン程度で推移してございますけれども、宮城県の知事管理漁獲量がそこに占める割合は0.5%程度で推移しております。また、まいわしにつきましては、全国的に資源量増加してございまして、漁獲量も増加傾向にあるところでございます。宮城県のまいわし漁獲実績も上昇傾向でございまして、近年では3万トンから4万トン程度を漁獲しておりまして、全国におけるシェアが6から7%あるような状況でございます。魚種全体の資源評価といたしましては、さんま、まあじについてはMSY水準を下回っておりまして、まいわし太平洋系群におきましては、MSY水準を上回って高い水準にあるというところでございます。

続いて、5ページの方を御覧ください。まいわしの定置漁業及び漁船漁業への配分基準について説明させていただきます。まず、令和3年度にTAC（漁獲可能量）管理が本格始動いたしまして、この時に本県に配分されたのが34,400トンでございました。この時、県内配分の方針といたしまして、定置網は漁獲物を選ばませんので、定置網の漁獲枠が不足しないということを念頭に配分する方針となりました。この時点で、定置網の漁獲量、直近3年の漁獲量が3万トンを超えない状況でございましたので、定置網に3万トンを優先的に配分いたしまして、残り4,400トンを漁船漁業の分といたしました。また、この時は定置網につきましては、漁獲量が増加して3万トンを超えましたので、国の留保分より計24,000トンの追加配分を受けております。漁船漁業につきましては、枠4,400トンに対し、実績が3,236トンという値でしたので、追加配分は行っておりません。令和4管理年度ですけれども、この年は本県への当初配分が29,900トンと前年度を大きく下回りまして、前年度定置への優先配分とした3万トンに満たない状況でございましたが、漁船漁業への配分についても配慮する必要ございましたので、前年度と同様の割合、定置87.2%、漁船12.8%での配分といたしました。定置網に配分された枠、当初26,072トンでございましたけれども、定置網の漁獲量が増加いたしましたので、こちらは国の留保分より計11,000トンの追加配分を受けました。漁船漁業につきましては、枠3,828トンに対しまして、実績が1,995トンで半分程度の消化率でございました。令和5管理年度につきましては、当初配分は令和3年を上回る37,000トンでしたけれども、過去2年間、漁船漁業における枠の消化率が高い値ではございませんでしたので、漁船漁業への配分は令和3管理年度と同様の4,400トンに据え置きまして、残り32,600トンを定置網に配分するという形でございました。定置網につきましては、漁獲量を増加いたしましたので、国の留保分より14,000トンの追加配分を受けております。令和6管理年度における配分調整の方針でございますけれども、当初配分は前年を上回る50,700トンでございます。しかし、漁船漁業の消化率があまり高くない水準にとどまっておりますので、漁船漁業への配分は前年度と同じく4,400トンに据え置きといたしまして、残り46,300トンに関しては定置網に配

分という形にさせていただきたく思います。また、追加配分につきましても、定置網に優先的に配分する予定ではございますが、漁期中に漁船漁業の漁獲量が増加して4,400トンに迫った場合につきましては、漁船漁業への追加配分、あるいは定置網からの枠の融通等を適宜検討する予定でございます。

1枚おめくりいただきまして、次6ページでございます。知事管理漁獲可能量の公告の案でございます。さんまは現行水準、まあじも現行水準で、まいわしについては定置網漁業が46,300トン、漁船漁業が4,400トン、合わせて50,700トンという形で、公告する案を作成いたしましたので、ここにお示ししてございます。

また、今回対象となりましたさんま、まあじ、まいわしに関連する宮城県資源管理方針については、7ページ以降に掲載しておりますので、こちら御参考いただければ幸いです。

資料は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○關会長

矢倉さん、どうもありがとうございました。

県から説明終わりましたので質疑に入ります。御質問等ございましたら発言願います。発言の方法は以前と同じくお願いします。どなたか御質問、御意見ございませんか。

どうぞ大江さん。

○大江委員

漁船漁業のいわしの期間ですが、これって何月から何月までになっているんだっけ。今年は全然いわしが見えないんで、まだ1回も操業してないんですね。これが期間がどうなってるのか。

○關会長

どなたお答えいただけますか。芳賀さんお願いします。

○水産業振興課 芳賀技術補佐

水産業基盤整備課の方と水産業振興課の方の業務と関わると思いますので、まずは本日御審議いただいているまいわしの管理期間に関しては、1月から12月までという期間になります。あとは、不漁対策の一環として、小型さんま漁船の方々がまいわしの採捕の方にチャレンジしていただけてますが、今の大江委員の話はそちらの方のお話だと思います。今漁期も12月から2月までの間のうちの30日間ということで調査の方スタートしております。先ほど大江委員おっしゃったとおり、先週、数隻が漁場探索に出航したようでしたが、空振り而归ってきたというような形が今の現状です。時化等もありますので、もう少し様子を見ながらまいわしの採捕にまたチャレンジしていきたいということでした。漁期の方は12月から2月まで、TAC管理の方が1月から12月までということで、今年の漁期も、令和5管理年度と令和6管理年度にまたがるんですが、その辺は現場の方と混乱しないように調整しながら漁獲と管理の対応させていただいております。以上です。

○關会長

大江さんよろしいですか。

○大江委員

じゃあ小型船は12月から2月までですね。これは臨機応変というか、ずれ込んだ時にそういうのもありなのか。2月でばつっと止めるのか。水温の関係なのか。

○關会長

芳賀さんお願いします。

○水産業振興課 芳賀技術補佐

本日、水産業基盤整備課から説明のありました内容は、1月からの分になりますので、今年の操業の方はまだ水揚げはないんですが、令和5年漁期の管理年度の方で確か数字的には、漁船漁業の方々に12月末までの分として2,000トン近くTACが残っておりますので、今年の採捕に関しては十分かなと思って見ておりました。あとは1月からの分は、令和6年管理年度の4,400トンから今年の12月の採捕量を引いた値が、今漁期の採捕量の上限というような形での調整となります。

○關会長

よろしいですか。結構複雑ですけども。大江さん理解いただけましたでしょうか。

○大江委員

いや、12月に今獲れないというやつね、どういう関係か分からないけど、2月以降になった時にそれもありとかさ、TACは関係なく。これ延ばせるんだったら、2月3月なりに延ばせるのか。

○水産業振興課 芳賀技術補佐

その辺はですね、やはり流れてくる魚を漁獲する部分ですので、現場の方から漁期の見直しというような要望もあるのも確かでございますが、定置をはじめ関係する漁業者さんもうらっしゃいますので、その辺と調整をしながら話を詰めているという状況です。今現在、特別採捕許可として発給したのは、12月から2月未までというような状況でございます。あとは、現場の方では、合わせて話し合いの方は継続して行っております。

○大江委員

分かりました。

○關会長

よろしいですか。どうもありがとうございました。

その他ございませんか。よろしいですね。

なければ、宮城県資源管理方針に係る令和6管理年度の知事管理漁獲可能量について(さ

んま・まあじ・まいわし太平洋系群)は、県から諮問のあったとおり、原案どおりで差し支えない旨答申することに御異議ございませんか。

○各委員

異議なし。

○關会長

ありがとうございます。異議なしと認め、令和5年12月13日付水整第275号により諮問のあったこのことについては、原案どおりで差し支えない旨答申することといたします。

----- 審議事項終了 -----

【協議事項】

○關会長

次に、協議事項に移ります。協議事項「宮城・福島両県海区漁業調整委員交流会について」を上程いたします。事務局から御説明願います。

千葉さん、お願いします。

○事務局 千葉主査

私の方から、協議事項「宮城・福島両県海区漁業調整委員交流会について」御説明させていただきます。

1枚おめくりいただきまして、1ページですけれども、宮城・福島両県海区漁業調整委員交流会開催についてと記載しております。開催の趣旨といたしましては、前回の11月の海区委員会の際にも御説明しましたけれども、隣接する両県の海区は漁業条件が類似していることから、営まれている漁業において共通の課題を抱えているため、海区委員の活動の一環として、両県海区についての相互理解を深め合いながら、有意義な意見交換を行う場として交流会が設定されております。その下、宮城・福島両県海区漁業調整委員交流会の開催延期についてというところなんですけれども、前回の11月の海区委員会の際に、福島海区と2月の中旬頃の開催で調整をさせていただいておりますという御案内をさせていただいたんですけれども、その後、福島海区と何度か調整をさせていただいたんですが、日程の調整があわなかったということで、来年度に開催を見送ることになりました。再度、来年度、福島海区と日程調整の上、開催することとさせていただきたいと考えております。今後のスケジュールといたしまして、そこにお示ししてるんですけれども、今年度開催が見送りということになりましたので、来年度以降、岩手海区と福島海区、両県の海区の交流会がホスト県が宮城県になるというところがあるんですけれども、そのところも両県の海区の事務局と調整しながら進めさせていただければなと思っております。

私からは以上になります。

○關会長

どうも説明ありがとうございました。

そうすると、これぞらすということ、福島との交流会は令和6年度にぞらすということになるわけですね。

○千葉主査

そうです。

○關会長

はい。このことについて、御意見、御質問ありますか。やむを得ないですよ。そういうことですので。

なければ、宮城・福島両県海区漁業調整委員交流会についてはこれまでとします。

----- 協議事項終了 -----

【報告事項】

○關会長

次に、報告事項に移ります。報告事項(1)「岩手・宮城両県海区漁業調整委員交流会の結果について」を上程します。事務局から御説明願います。

瀧上さんお願いします。

○事務局 瀧上主事

私の方から、「岩手・宮城両県海区漁業調整委員交流会の結果について」御説明させていただきますと思います。

資料1枚めくっていただきまして、交流会の次第でございます。9月6日、第498回海区委員会終了後に岩手県水産会館へ出向きまして、交流会の方を開催いたしました。皆様御対応くださいまして、どうもありがとうございました。当日は、開会后、岩手海区の大井会長と当海区の關会長に御挨拶をいただいた後に、岩手県の森山水産担当総括課長より歓迎の御挨拶がございました。

交流会の出席者につきましては、裏面の2ページ目でございます。当日はこちらの名簿のとおり、岩手海区と宮城海区の委員及び県関係者と合計48名が出席いたしました。

続いて、3ページ目を御覧下さい。交流会の概要を簡単に御報告いたします。上の方に、議題と概要と記載してございますが、こちらの4つの議題について意見交換をして参りました。資料中段の意見交換概要を御覧いただきたいのですが、(1)相互入会している漁業のこれまでの調整経過につきまして、岩手県より御説明がありました。両県間で設定された共同利用海域において、現在、協調操業体制が維持されていることから、引き続き両県の良好な関係を維持していくことを明確にいたしました。そこでの質疑といたしましては、關会長より、いか資源の備えに関して問題はないかとの質問が出されました。こちらにつきましては、岩手県より両県均等に20隻ずつとなっており、資源量の関係として20隻という形で増えているものではないという回答がございました。

次のページをお願いします。次に（２）太平洋くろまぐろ資源管理についてでございます。まず、こちらは岩手県より説明していただきました。令和５年度は４月から一部の定置網で大型魚の漁獲が積み上がり、漁獲可能量の当初配分が５４．９トンに対し、４月１４日時点の５１．７トンの水揚げとなり、９割の漁獲実績となったことから、漁獲の自粛を要請しているとのことでした。また、今後の対応として定置網漁業者に９月中をめどに説明会を開催し、漁獲自粛を解除する時期や解除後の漁獲方法などの意見交換をしてから自粛を解除する予定であり、はえなわ漁業者への対応としては、定置網での大型魚の漁獲について説明会と前後して、今年度の漁獲枠を配分することとしているとのことでした。宮城県からの説明に関しては、当委員会において説明があったとおりでございますので割愛させていただきます。こちらの質疑では、宮城海区より、大型魚の漁獲枠に対して定置の漁獲量が超えていることについての質問があり、岩手海区は当初配分に追加の配分があったため漁獲枠は増えているとの回答でございました。また、岩手海区より本県に対して柔軟な融通体制の構築の方策等について、具体的な方法を教えて欲しいとの質問があり、宮城県では、行政と漁業者間の信頼関係、協調関係を崩さないような形で進めている旨の回答をし、岩手県では大型魚が急激に増えている状況に対して、オリンピック方式で管理していたものの、県内の漁獲可能量を消化する可能性もあり、来年度以降の管理の仕方は、関係者から意見を募りながら検討する旨の回答でした。その他、両県の環境変化に対する広域での調整の必要性や定置でのくろまぐろ放流に係る問題など意見交換を行いました。次に、漁業権免許の一斉切替えについてですが、まずこちらは岩手県より説明していただきました。内容としましては共同漁業権と区画漁業権は、９月１日付けで切替えとなっており、定置漁業権については令和６年３月１日付けの切替えに向け作業を進めているところとのことでした。漁業権切替えのポイントとしては、区画漁業権について初のあさり養殖に取り組む１１漁場に新たに免許し、さけ・ます海面養殖については、４漁場を８漁場に増加して免許したものです。また、ういの養殖に取り組む１漁場が築堤式の養殖業として第２種区画漁業権を免許している状況です。共同漁業権については、瘦せうにの有効活用などを推進して、生産力の維持を図っていくこととしているとのことでした。宮城県からの説明につきましては、当委員会において説明があったとおりでございますので割愛させていただきます。こちらの質疑では、宮城海区より、区画漁業権のさけ・ますについて漁場計画を検討されている中で、さけ・ます、ぎんざけやにじますの養殖をどれぐらいまで拡大する考えを持って検討されていたのかとの質問があり、岩手海区では、岩手県民計画の中でさけ・ますの海面養殖の目標設定をしており、その中で２０２６年まで２、３００トンを目指し、そこに向けた生産を続けて関係機関と連携しながら増産していくこととしているとのことでした。最後に（４）漁業担い手確保に係る取組についてですが、岩手県と宮城県それぞれの担い手確保の取組方法や研修の経過、実際に就業した成果状況等について説明がありました。質疑等については特にありませんでした。

最後に、来年度の交流会につきましては、宮城県で開催されることで了承されました。簡単ですが、私からの報告は以上でございます。

○關会長

瀧上さん、どうもありがとうございました。事務局からの説明終わりましたので、質疑

に入ります。御質問ございますか。

特にありませんでしょうか。

なければ、報告事項（１）岩手・宮城両県海区漁業調整委員交流会の結果についてはこれまでとします。

○關会長

次に、報告事項（２）「令和５年度全国海区漁業調整委員会連合会東日本ブロック会議の結果について」を上程いたします。事務局から説明願います。

庄子さんお願いします。

○事務局 庄子技師

私の方から、報告事項（２）「令和５年度全国海区漁業調整委員会連合会東日本ブロック会議の結果について」ということで御説明させていただきます。

資料５を用いて説明させていただきますが、こちらホチキス止めの３つに分かれておまして、そのうち表紙をおめくりいただきまして、１枚目に概要資料をつけてございます。こちらを用いて説明させていただきます。後ろの２つのホチキス止めの資料につきましては、実際の会議時に配布された資料となりますので、概要に示したページ数と対応しておりますので、後ほど御参考にしていただければと思います。

全国海区漁業調整委員会連合会東日本ブロック会議ですけれども、今年度は対面で開催されまして、議事については異議なく承認されたというところでございます。来年度の全国海区漁業調整委員会連合会通常総会に向けた要望については、合計３０題を要望事項として関係省庁あて要望することとなりました。概要は以下に示すとおりです。会議は令和５年１１月９日に開催されまして、１０日には現地視察が行われました。場所は静岡県静岡市で開催されまして、当海区からは關会長及び事務局の私が出席いたしました。

会議の概要ですけれども、開催海区であります静岡海区の鈴木会長を議長に進行いたしまして、次第に則り挨拶、来賓紹介があった後に、ここに示した報告事項のとおり進んでいきました。

報告事項ですけれども、令和４年度総会決議事項の要望活動結果についてということで、全漁調連の事務局である福島海区より説明がございまして、各省庁の対応者、要望書、要望の結果が報告されました。

続きまして、議事について議論されました。第１号議案でございますけれども、令和６年度総会に向けた要望事項についてということで、提案のあった各海区より要望事項を説明いたしまして、当海区からは太平洋くろまぐろの資源管理、沿岸漁業と沖合漁業の調整について、ロシア大型冷凍トロール船による漁具被害対策についてということで３件提案いたしました。こちらを含めて、いずれも異議なく承認されました。また、新規要望につきましては、ここに示しました「温暖化の影響等による海洋環境の変化に対応するための漁業調整規則の認可の審査の迅速化」、「風力発電等の大規模開発事業について、地元だけでなく漁場利用等で関係する他県漁業者等についても早期に情報伝達し、かつ誠実に説明を行うように開発者を指導すること」、そして、「遊漁者の組織化と遊漁における資源管理について」ということで、３題の新規要望がございまして、こちらもいずれも異議なく承

認され、継続要望と合わせ合計30題を要望することとなりました。また、文言につきましては、東日本ブロック事務局と全漁調連事務局で調整し、作成することとなりました。

続いて、第2号議案ですけれども、こちらは次年度の東日本ブロック会議の開催海区について議論いたしまして、次年度は愛知海区で開催することで決定しております。

裏面に移っていただきまして、その他としてブロック内照会事項についてということで議論が行われました。まず、海の異変や気候変動による漁獲魚種の変化と漁業調整問題についてということで、こちら福島海区、静岡海区から提案された議題になるんですけれども、それぞれの海区の回答につきましては添付した資料に示すとおりとなっておりますので、後ほど御覧いただければと思います。また、政府要望提案活動の取扱いということで、東京海区から提案された議題になるんですけれども、こちらは全漁調連として要望が今増加しているという状況がございまして、継続要望の形骸化ですとか、意見交換の時間不足といった懸念から、全漁調連の要望を全国的な要望に限定することですとか、あと個別案件は要望とは別個に切り離して意見交換してはどうかといったような内容の提案がありました。これに対しまして、青森東部海区からは、例え継続であっても要望というのは漁業者の生の声ですので、各省庁には御理解いただき、丁寧に対応お願いいたしますという旨の意見が出されたほか、水産庁の方からも要望に対して100%の回答になっていないという場合や、あとは継続の回答であっても、回答ありきで作成しているものではなくて、その時点の最適な回答をお示ししていますというような内容の回答があったこと、また対面の要望時の進め方は工夫できるので、御相談いただきたいといったような内容の回答がございまして、この議題については継続検討していくこととなりました。

続きまして、「漁業者と創る地域のトップブランド」といたしまして株式会社サスエ前田魚店取締役の前田氏より自身の経験に基づいたブランド創出の考え方について、講演がありまして会議は閉会となりました。

また、翌日なんですけれども、現地視察ということで焼津漁港ですとか、水産加工団地（水産パークヤイツ）といったところを現地視察いたしまして、冷凍かつおの水揚げ、魚粉製造の一次加工等について説明を受けまして、実際の一次加工の様子等視察し、会議の行程を終了したというところです。

私からの説明は以上です。

○關会長

庄子さん、どうもありがとうございました。事務局からの説明終わりましたので質疑に入ります。何か御質問等ありましたらお願いします。

どなたが質問ございませんか。特にないですね。

なければ、報告事項（2）令和5年度全国海区漁業調整委員会連合会東日本ブロック会議の結果についてはこれまでとします。

○關会長

次に、報告事項（3）「宮城県沿岸漁船漁業不漁対策検討会での宮城県の沿岸漁船漁業の目指すべき方向性のとりまとめについて」を上程します。県から御説明お願いします。

永木さん、お願いします。

○水産業振興課 永木技術主任主査

不漁対策検討会での目指すべき方向性のとりまとめについてということで、資料6を用いまして御説明させていただきます。こちらにつきましては、9月の委員会の時にもその他ということで、概要について簡単に御説明はさせていただいたところではあったんですけども、今回改めて少し詳しい資料で御説明を差し上げるとともに、その後、事業も少し進んで参りましたので、その状況について御報告をさせていただければと考えております。

資料の方をめぐっていただきまして、1ページ目からが9月1日の検討会でとりまとめられました、目指すべき方向性の全体となっております。目指すべき方向性を検討したのが不漁対策検討会ということで、こちらの検討会につきましては、昨年度立ち上げたということで、本県の海洋環境の変化によって新たな操業体制への転換が急務となっている状況の中で、本県の沿岸漁船漁業のあり方であるとか、対策の方向性等について検討する会議として設置されたものでございます。構成と運営ということで、下の表にありますとおり、漁業協同組合それから漁業者団体、そして流通団体、試験研究機関、行政機関ということで、各業界が一緒になって不漁について話し合う会議でございます。

めぐっていただきまして、2ページ目でございますけれども、検討会での検討事項ということで、海洋環境の変化に対応した新たな操業体制の転換や対策について検討するというところで、検討結果については目指すべき方向性として位置付けますということといたしました。目指すべき方向性の検討の経過について下の方に示しております。第1回が昨年の11月21日開催ということで、この時は水産技術総合センターの方から主要魚種の資源動向等について御報告すると共に、不漁問題に関して事前にとったアンケート調査の結果などについて御報告いたしました。第2回は6月7日開催、第3回は9月1日開催ということで、合計3回の検討会の中で、この目指すべき方向性についての検討をしてきて、とりまとめを行ったところでございます。

続きまして、3ページ目を御覧下さい。以降が、とりまとめの内容となっております、目指すべき方向性について、下の図のとおりとりまとめております。宮城県の沿岸漁船漁業を取り巻く社会情勢であるとか、海洋環境、それから漁業者の状況とか、国と県の施策の方向性とか、そういったところを踏まえまして、宮城県の沿岸漁船漁業の目指すべき方向性として、方向性のⅠからⅢまでの3つについてとりまとめました。方向性のⅠとして、海洋環境の変化に柔軟かつ迅速に対応できる操業体制の構築、Ⅱといたしまして、高付加価値化による収益性の高い漁業経営の確立、Ⅲといたしまして、スマート水産技術等を活用した省力化や生産性の向上、この3つを大きな方向性といたしました。この3つの方向性に沿って具体的な対策を進めていくにあたって、下の表でございますけれども、取組の中にはすぐにできるものもあれば、技術的な課題とか、あるいは資源や漁法についての情報が不足しているといった内容で、すぐには取り組めないというようなものもございまして、その実施見込みによりまして、類型1から4という形で類型化して進めることといたしました。

めぐっていただきまして、4ページ目でございます。具体的な転換・対策については、この目指すべき方向性の中で6つのパターンを考案して提示しております。この6つのパターンにつきましては、各地区・漁業の種類ごとに考案したもので、具体的にモデルとして

例示したものとなっております。この考案したモデルにつきましては、この後説明いたします宮城県漁船漁業復興完遂サポート推進事業の補助金の方で、支援対象とする取組として位置付けることとしております。具体的に提案した内容の転換・対策モデルが下の一覧表のとおり6つのモデルとなっております。

5ページ目以降が、その具体的なモデルの内容となっております。全部細かくは時間の都合上、説明はできないんですけれども、1つ目の例を挙げて説明いたしますと、1つ目が北部・中部の漁船漁業（19トンクラス）ということで、沿岸漁船漁業の中でも比較的大きな船の方の19トンクラスで、北・中部の漁船漁業ということで、ここでは小型さんま漁船を想定してモデルを構築しております。さんまの不漁の状況につきまして、漁業の概要のところでは御承知のとおりでございますけれども、その検討にあたって考慮すべき漁業の特性というところで、さんま漁船漁業が何かに転換するにあたって考慮しなければいけない特性を挙げております。それから、その下で経営の状況と課題ということで、このさんま漁船につきまして、どの部分に対策が必要なのかというところを図示しております。この場合は、今までさんま漁船で例えば8,000万円の漁獲があったところが、今は、ほぼゼロということなので、ここに対する夏から秋の対策が課題となっているというような説明となっております。ではということで、実際の転換・対策のモデルとして提示したものが右側で、2つ例示してございますけれども、1つ目がさめのはえなわ漁業への転換はどうかということ、2つ目がこれは現在も取り組んでいただいている、まいわしの特別採捕の内容の拡充、先ほども話題に出たところでございますけれども、要望として期間の延長なんかもございますので、その点について記載しております。先ほど最初に申し上げた類型化の部分もここに追記しております。例えば、もうかざめはえ縄であれば、なんとか漁具とか施設の整備によって整えば、比較的すぐに取り組んでいただけるかなというところでございますけれども、まいわしの特別採捕に関しては、類型4ということで、やっぱり漁業調整上の課題が非常に大きいというところでその課題を1つ1つクリアしていった後でないと、転換・対策は具体的に進めていけないかなというような記載の方法となっております。以下、地区と漁業の種類によって分類しまして、全部で6つのモデルをあげております。

目指すべき方向性の最後になりますけれども、8ページ目を御覧ください。それぞれの類型1から4の取組について、今後どうやって進めていこうかというところでまとめた資料でございます。ステップ1から2、3ということで、実際、操業開始までにどんなことをやっていかなきゃいけないかということをもとめた資料でございます。例えば一番上の類型1に関しては、すぐに取り組んでいただければいいものということで、ステップ1はなくてステップ2から始まりますけれども、ステップ3のところ、補助金等を使っていただきながら体制を整えて操業開始というふうな比較的短いステップとなっておりますけれども、類型2、3、4につきましては、まずは情報収集でしょうか、その後、漁業調整が必要なものにつきましては、そのあたりの課題を解決していきながら、その中で試験操業なんかもやっていって資源の状況なんかも確認しながら、課題をクリアしていった後に操業開始というような図になっております。この図の中で、例えば補助金で施設整備をしますとか、あるいは試験操業をしますとか、先進地視察をしますといった部分については、今年度から事業を立ち上げまして、その中で具体的に取組を進めていくこととしております。

北から流れてきます水温の低い親潮が北に偏っておりまして、宮城県沿岸付近まで南下してこない冷たい水が宮城県の方まで流れてこないという状況になっております。一方で黒潮は、現在、2017年から黒潮の大蛇行という状況になっておりまして、これに伴って通常常磐沖あたりでこの暖かい黒潮は東に向かっていくんですけども、ここ数年は仙台湾近くまで、この水温の高い黒潮が北上してくるという状況になっております。これで、2010年代半ばから、動物プランクトンや魚種の組成に大きな変化が現れております。特に、今年につきましては、極めてこの黒潮が北の方まで来ておりまして、また陸上の気温も非常に高くなっておりまして、水温が極めて高い状況でした。それが12ページの下の方の4つのグラフなんですけれども、これ宮城県でブイで測定しております。水温7か所のうち、50年以上測定続けています4つのブイについて結果を示しております。グレーの部分が毎年測っているものの積み重ねでして、濃い黒のものが全部の平均値になります。赤いものが今年の水温になっておりまして、平年値を1月から11月までずっと上回っております。特に7月、8月を中心に過去最高の水温を記録するということが多かったというのは今年になります。ですので、ここ数年水温高くなっているんですけども、今年は特に高かったという、こういう経過になっております。

めくって13ページに、近年、宮城県で減少傾向にある魚と増えつつある暖水性魚種を示しております。御存知のとおり、冷水性魚種であるさんま、さけ、するめいか、いかなご等は非常に減っております。今年も特にいかなごは全く獲れませんし、さけもさんまも不漁という状態になっております。一方で、けんさきいか、たちうお、とらふぐ、ちだいといった暖水性魚種が増えてきております。ですが、最近増えてきた魚種ですので、これまでの生態的なデータとかもありませんし、新たに出てきたところで新しい漁獲対象種になるので、漁具漁法に関する知見というのも少ないので、試験操業を実施することといたしました。

めくっていただきまして14ページに、最初にけんさきいかのいか釣り調査について御説明します。けんさきいかにつきましては、下の3つのグラフ、左が漁獲水揚げ量のグラフで真ん中が月別の過去5年の水揚げ量の推移で右側が金額と単価になります。2013年以降、急激に増えまして、かなり毎年獲れているんですけども、2022年だけ親潮が宮城県付近まで一時期なんですけれども来まして、その影響と思われるのですが、全く獲れませんでした。ですが、今年はまだ、順調に獲れているという状況です。例年9月ぐらいがピークで暖かい時期に獲れるんですけども、今年につきましては6月からと非常に早い時期から獲れているという傾向でした。また、単価も近年高くなっておりまして、キロあたり500円から600円程度という金額になっております。

めくっていただきまして15ページに、釣り調査の結果を示しております。今回8月から10月に、実際いか釣りの漁業者の方々を対象にして試験操業実施していただきまして、その結果を獲れた場所ですとか、水温、緯度経度、こういったものを報告していただいております。詳細なところはまだ解析中のところではあるんですけども、漁業者8名により計19回試験操業を実施しまして、下の図に示した操業海域で主に調査を実施しまして、一操業あたり、平均約5キロ、最大20キロ程度漁獲されたという結果でした。また、200グラム以下の小型から中型の個体を中心で、8月、9月は獲れたんですけども、10月は獲れない、こういう結果でした。今回初年度ということで8月から調査を実施したんです

が、実際市場での水揚げ量は6月からありましたので、次年度もう少し早い時期から調査を実施できればと考えております。

続きまして、めくっていただきまして16ページにたちうおのひき縄調査の結果を示しております。たちうおにつきましても、2016年頃から水揚げ量が増加し始めまして、2020年から22年まで、特に非常に多く獲れております。ただし、今年は高水温ではあったんですけども、過去3年と比べると少ない、あまり多くない漁獲量となっております。それがその真ん中のグラフを見ると分かるんですけども、過去3年はこの緑・黄色・ピンクの棒なんですけれど、赤が今年でして、この3年と比べれば非常に少なくなっていると。ただ、9月以降持ち直してきているとそのような状況になっております。このような状況の中、次のページ17ページにたちうおのひき縄調査、これは県の調査船を使用して、追波湾海域でひき縄調査実際10月に行ったんですが、調査実施した時期も遅かったということもあったのかもしれないんですけども、たちうおはうまく獲れなかったという結果でした。今年たちうおの密度が低かったということも要因と考えられるんですけども、なぜ少なかったのかといったようなことを、今後来年以降も同じような調査を続けて明らかにしていきたいと考えております。このほか、下に書いてありますが、たちうおの標識放流調査、これ釣りでたちうおを捕まえまして、その右のポスターにあるような標識をつけて再放流するというような調査を今年度から開始しております。

続きまして、めくっていただきまして18ページにとらふぐのはえ縄操業状況調査の結果を示しております。とらふぐの漁獲動向につきましては、2019年頃から増え始め、2022年は突出して高い水揚量となっております。今年度につきましては、その2021年以前と同じぐらいの水揚量になっているんですけども、主に10月から12月の秋口から冬にかけて、はえ縄漁業、刺し網といったものの漁獲量が増えています。そこでめくっていただきまして、19ページにありますのが、はえ縄の操業状況調査ということで、漁獲状況について操業日報をつけていただきまして、どのような場所でどれだけというサイズが獲れたか、このような調査を行いました。9月から10月にかけて10回の操業が行われまして、その結果そこに示しているんですけども、亘理・山元沖の水深30から45メートル付近で漁獲を行いました、主に1キロ以下の小型魚の割合が多い、これは赤で示した部分なんですけれども、そのような結果になっております。この調査、9月から行ってございまして現在も継続しております。なので、途中経過ということになっております。これにつきましても、データを集積するとともに、今年度からより精密な測定なども行ってございまして、資源量なども把握できるようにしたいと考えております。

最後20ページ、次年度以降ということで、今御説明したように今年から始めた調査になりますので、次年度以降も調査を継続し、また新たな調査についても現在検討しているところです。

私からは以上になります。

○關会長

永木さん、伊藤さん、どうもありがとうございました。県から説明終わりましたので、御質問ありましたらお願いします。

平井さんお願いします。

○平井委員

質問が1つと、それから意見が1つです。質問は、まずこの検討会、大変きめ細かい事業とかも検討され、大変素晴らしいなと思うんですけども、生産段階の漁船漁業の生産という部門で獲れてきた漁獲物をどういうふうに付加価値化を付けて、さらにどういう流通をさせていけばどういうふうに一番儲かる形になるかというところの、生産からその次のバリューチェーンですか、そういうことの検討もぜひ今後、進めていければ、実際、取り組んでいる事業もあると思いますけれども、そういうふうな生産だけではなくても、そのバリューチェーン全体を通した検討というのが、ぜひ進めていただければというふうに思います。2つ目が、前回A3版の紙でこの大きなのをいただきまして、そこで集約されているところを見ると、方向性1、2、3という、ここで言うと3ページにそういう内容のものがありますが、ぱっとこう見たところで、おそらくちゃんと皆さんはよく承知で意識はされていると思うんですけど、資源管理というイメージが全然出てこなくて、新たに増えてきたものをいかにして効率よく獲ろうかというところがやっぱり中心となっていて、そういうものが実際、これからどれぐらい続いていくかというのがなかなか見えない中で、すでに増えてきたものをすべて利用していけばそれがいいのかなという方向性も、やはり十分資源管理という観点からも検討する必要があるので、方向性という中に、資源管理とか持続的な利用とか、そういう言葉が入っていれば基本方針としてはいいのかなと思いました。もう1つは後半の今、伊藤さんから御説明があったような調査研究というのはとても大事で、たちうおが増えてきたとか、やりいかが増えてきたとか、どれぐらいこれから続くかってなかなか誰にも分からないところなので、1つは予測手法を開発するというのも大事ですし、なかなか予測というのは難しいので、しっかりとモニタリングをしていって、どういう親子関係のものが出てきているのかとか、そういうことの解析から予測にこう繋げていくような情報が大事なので、この方向性の中にもっと調査研究との連携みたいな文言をですね、やっぱりそういうイメージをしっかりと、現場だけを見るんじゃなくて漁業者さんの自身の最大の調査力、それから試験場さんの調査力というもの、両方連携しながらしっかりとこう順応的な管理をしながらやっていくという方向性が大事なんで、私は文言だけで申し訳ないんですけども、基本の方向性という中にそういう文言が入ってれば、よりイメージが湧くのかなと思いました。以上です。

○關会長

どうもありがとうございました。建設的な意見ですが、これに対して今の段階でお答えできる方いらっしゃいますか。

阿部課長お願いします。

○水産業振興課 阿部課長

今の平井委員からの御提言でございました、今回のその目指すべき方向性というのは、一応、その9月1日の段階でとりまとめさせていただきました。ただ、この中に表現はないんですが、3ページの上の方に、やはりその上の段階の水産の基本計画というのがござ

いまして、最終的には水産業全体でございますが、環境と調和して持続可能でというような大きい柱の中の1つの不漁対策というとりまとめでございます。持続的に資源を利用していくという部分はごもっともでございますので、そういった部分は頭に入れながらですね、この不漁対策、魚種転換、そういった部分に取り組んで参りたいというふうに考えてございます。ありがとうございます。

○關会長

平井さん、よろしいですか。

私から、この魚種等はすでに南の海域でいろいろな資源管理に係る取決めや制度や調整がもしあるとすれば、それらを調べておいて、今後それらが増えてきた時に我々が考えなければならない内容を、その検討事項に入れておく方がいいのではないかという感じがします。まだそういう対象にもなっていない魚種かもしれませんが、すでに資源管理を南の方で考えているものがありましたら、そういうことの観点を取入れる必要があるのではないかという意見です。

他に御意見ございませんか。

はい、尾定さんお願いします。

○尾定委員

平井委員の話と重なるんですけど、以前、実は石巻の魚市場の買受人の人たちと話す機会があって、例えばとらふぐ、ここ2年ばんばんいっぱい獲れて、流通は対応できているのかという話をした時に、比較的流すことに関しては結構対応が早めにできている。ただし、横に流すだけなんで薄利だって。これじゃ何も地元に残らない。いかに付加価値を付けてから流すかが大事で、その取組をやらないとせつかく揚がってきて、もう桁違いに増えたというものを、無駄にただそれを主たる事業としてやっているところにただ流すだけの役割しかしないというのは非常にもったいないから、これがそう取り組まなきゃいけないねという話はしてたんで、さっき平井委員が言われた利用、加工、あそこもちろんと視野に入れて、そこもこううまく回すような仕組みをペアにさせていただくと、無駄なく資源を県内の事業者として活用できるんじゃないかなと思います。以上です。

○關会長

はい。尾定委員の提言に対して何かありますか。

○水産業振興課 阿部課長

ありがとうございました。南方系の魚種の水揚げの増加に伴いまして、やはり利用法という部分の研究というのも必要だと考えてございます。不漁対策は不漁対策として、生産する場の支援という部分での事業でございますが、暖水系の魚種を加工する、利用する、付加価値を高めるという事業も、別に事業化しておりまして、水産技術総合センターの水産加工実験棟の方で予算措置をさせてもらって、様々な魚種を研究して商品化を目指していくというような取組もしてございます。機会がありましたら御紹介したいと思います。ありがとうございます。

○關会長

尾定さんよろしいでしょうか。

他にございませんか。

なければ、報告事項（3）宮城県沿岸漁船漁業不漁対策検討会での「宮城県の沿岸漁船漁業の目指すべき方向性のとりまとめについて」はこれまでとします。

----- 報告事項終了 -----

【その他】

○關会長

その他に入ります。

県からお願いします。

○水産業振興課 千葉主幹

私の方から、県主催の県産水産物を活用したフェアの開催の予定がありましたので、こちらの方情報提供させていただきます。

まず、趣旨でございますが、県ではALPS処理水の海洋放出以後、その影響を緩和するため「みやぎ水産応援パッケージ」を公表しまして、各種取組を進めているところでございます。今回、そのパッケージの一環として、新たに県内飲食店等でのフェアを開催するものでございます。

資料の2番、実施事業の概要を御覧ください。まず、事業目的でございますが、県内の飲食店等で県産水産物を活用したフェアを開催しまして、県産水産物の消費拡大を図るものでございます。なお、この飲食店等でございますが、県内の居酒屋とか食堂などの飲食店のほか、ホテル、旅館など食事を提供する施設を幅広く対象にしまして、実施するものでございます。2番実施時期を御覧ください。来年、令和6年1月25日から2月25日までの1か月間の予定で開催を予定しています。実施店舗につきましては、先ほど御紹介しました県内の飲食店150店舗程度を予定しております。（4）飲食店フェアの内容の主なものでございますが、まず県産水産物を使用したフェアメニューを各店舗で提供していただくようにしております。その各店舗の割引クーポンだったり、ノベルティーグッズの特典の配布だったりをする予定でございます。また、合わせて抽選による県産水産物のプレゼント企画なども予定しております。このような形で実施する予定でございます。この取組につきましては、これからWeb上に設置します特設サイトやSNSの広告、あとはテレビ、ラジオといった媒体を活用しまして、幅広く今後周知していくところでございます。1月25日以降、お近くの飲食店等でこの資料にあるようなポスターやのぼり等見かけましたら、ぜひ御利用いただければと思います。私からは以上です。

○關会長

千葉さん、どうもありがとうございました。

その他何かございませんか。

なければ、事務局から事務連絡をお願いします。

○事務局 高橋総括次長

それでは、事務局から次回の海区漁業調整委員会の開催日時について連絡いたします。
1月は休会となりますので、次回は2月14日水曜日、午後2時から、場所は県庁11階の第二会議室で開催を予定しております。また、本日この後17時30分よりパレスへいあんにて交歓会を開催いたしますので、出席予定の方は時間までどうぞよろしくお願いいたします。事務局からは以上です。

○關会長

本日予定しておりました議題は以上で全て終了しましたので、本日の委員会はこれで終了いたします。

○事務局 高橋総括次長

關会長、委員の皆様、本日はありがとうございました。

— 委員会終了 —

《議決（決定）事項》

審議事項

- (1) おきあみ1 そうびき機船船びき網漁業及び小型機船底びき網漁業の制限措置（案）等について
- (2) 宮城県資源管理方針に係る令和6管理年度の知事管理漁獲可能量について（さんま・まあじ・まいわし太平洋系群）

協議事項

宮城・福島両県海区漁業調整委員交流会について

報告事項

- (1) 岩手・宮城両県海区漁業調整委員交流会の結果について
- (2) 令和5年度全国海区漁業調整委員会連合会東日本ブロック会議の結果について
- (3) 宮城県沿岸漁船漁業不漁対策検討会での「宮城県の沿岸漁船漁業の目指すべき方向性」のとりまとめについて

その他

以上の記録は的確であることを認め署名する。

会 長

關 哲夫

署名委員

菊田 守

署名委員

館田 あゆみ

書 記

千葉 みゆき

